

平成30年2月8日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第22号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

都市公園条例の一部改正（運動施設率の基準の条例化）について

1 条例改正の背景

(1) 運動施設・運動施設率

・運動施設

都市公園法で定める「公園施設」の1つ

・・・野球場・陸上競技場・水泳プール等及びその付帯施設

・運動施設率

都市公園内の運動施設の敷地面積の総計÷都市公園の敷地面積＝運動施設率



(2) 運動施設率の設定目的

都市公園内に運動施設を設置するにあたり、一般公衆の自由な利用に供されるオープンスペースを確保する必要などから設定されているもの

(3) 運動施設率の参酌基準化

都市公園法施行令の一部改正（平成29年6月15日施行）

（改正前）第8条第1項

「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。」

（改正後）第8条第1項

「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。」

2 条例改正の内容

(1) 本市の現状

市内の都市公園 1, 129箇所 うち運動施設のある都市公園 27箇所

（平成29年4月1日現在）

公園種別	公園数	運動施設率 (最小値～最大値)	公園名
総合公園	3	35.83%～49.84%	富士見公園、等々力緑地、生田緑地
運動公園	1	39.72%	多摩川緑地
地区公園	4	23.62%～39.48%	桜川公園、大師公園、御幸公園、稲田公園
近隣公園	14	10.83%～49.92%	小田公園、とんびいけ公園ほか12箇所
街区公園	4	10.32%～44.70%	入江崎公園、小倉西公園、東名長尾7丁目公園、恩廻公園
風致公園	1	3.64%	東高根森林公園
	27箇所		

(2) 本市の条例改正の考え方

- ・現在、市内の都市公園において、運動施設率が100分の50を超える公園はない。
- ・本市の良好な都市環境の形成、レクリエーションや防災など都市公園としての機能を踏まえ、オープンスペースを一定以上確保する必要がある。

以上により、参酌基準どおり「運動施設率は100分の50を超えてはならない」とする。

川崎市都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>この項本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として<u>この項本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>この項本文又は前2号の規定</u>により認められる建築面積を超えることができる。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>この条の本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として<u>この条の本文</u>の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>この条の本文又は前2号の規定</u>により認められる建築面積を超えることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として<u>この項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p>	<p>(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として<u>この条の本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p>
<p>2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。</p>	<p>新規</p>
<p>(都市公園移動等円滑化基準) 第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。</p>	<p>(都市公園移動等円滑化基準) 第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。